

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者の更新許可申請を不許可処分とする事案	・・・ 2
1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について	・・・ 3

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者の更新許可申請を不許可処分とする事案(平成30年度第1号)

下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明
平成31年1月17日 関東運輸局長 掛江 浩一郎

記

1. 事業者の名称及び住所
有限会社 プラトン
東京都福生市熊川1492番19号丸信マンション101-A
2. 予定される処分内容
一般貸切旅客自動車運送事業の更新許可申請を不許可とする処分
3. 聴聞の期日
平成31年1月28日 午後1時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第一課
電話045(211)7245

公 示

◎ 1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付で公示した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

平成31年 1月24日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 平成30年12月1日から平成30年12月28日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 平成30年10月1日から平成31年1月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	平成31年3月13日（水） ① 特別区・武三交通圏、京浜交通圏 13時20分から15時00分まで ② その他の交通圏 13時20分から14時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

（備考）試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246